

東京都環境局「岩手県陸前高田市及び釜石市の災害廃棄物を新たに受け入れ」
対しての申し入れ書提出についての陳情

(生活振興環境委員会付託)

受理番号 第 138 号 受理年月日 平成 25 年 2 月 13 日
付託年月日 平成 25 年 2 月 22 日
陳情者
.

陳情原文 東京都環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課が、東京都環境局ホームページに平成 25 年 1 月 10 日付「岩手県陸前高田市及び釜石市の災害廃棄物を新たに受け入れます。」を公表した以下の内容について、3 つの疑念があります。

環境局の説明文によると『岩手県で処理を必要としている災害廃棄物は、陸前高田市が最も多く、また、3 番目に多い釜石市では、処理の進捗率が伸び悩んでいます。平成 25 年度中に両市の災害廃棄物の処理を完了させるために、岩手県から新たに災害廃棄物の処理依頼を受けました。東京都は、平成 23 年 9 月 30 日付で岩手県と締結した「災害廃棄物の処理基本協定」に基づき、平成 25 年 4 月から、東北地方以外では初めて岩手県陸前高田市と釜石市の災害廃棄物を受け入れ処理します。これにより、両市の災害廃棄物の処理の見通しが立ちます。なお、受け入れる災害廃棄物は混合廃棄物のため、産業廃棄物処分業者で処理することとし、その処分業者の募集は、平成 25 年 1 月下旬に予定しています。』と説明しています。

さらに 1 月 31 日には同じ環境局ホームページに「岩手県陸前高田市、釜石市及び大槌町の災害廃棄物（混合廃棄物）を処分する業者を募集します（平成 25 年 4 月から 6 月分）平成 25 年 1 月 31 日環境局」が報道発表しました。内容としては、『岩手県との「災害廃棄物の処理基本協定（平成 23 年 9 月 30 日締結）」に基づき、岩手県陸前高田市、釜石市及び大槌町の災害廃棄物（混合廃棄物）を処理する産業廃棄物処分業者を募集します。1. 事業の概要』として、「搬出場所、岩手県陸前高田市高田町下宿（沼田地区二次仮置場）災害廃棄物の種類及び量、混合廃棄物（建設混合廃棄物）29,000 トン。搬出期間（予定）平成 25 年 4 月から 12 月まで鉄道貨物輸送。岩手県釜石市片岸町第 3 地割（釜石市片岸仮置場）混合廃棄物（建設混合廃棄物）21,000 トン。平成 25 年 4 月から 12 月まで鉄道貨物輸送。岩手県大槌町大槌地先（大槌地区二次仮置場）混合廃棄物（建設混合廃棄物）600 トン。平成 25 年 4 月運搬方法鉄道貨物輸送。」と発表しています。

(1)大槌町大槌地先 600 トンと別個に今回発表された 29,000 トン、21,000 トン、合わせて 50,000 トンの震災廃棄物を鉄道貨物輸送してまでも、東京都が受け入れる必要があるかということです。広域震災廃棄物（放射性廃棄物瓦礫）処理は当初の予定より短縮され、今年度末で焼却が終了となりました。当初の予定されていた広域処理が必要であると言った総量が、環境省の杜撰な査
(裏面に続く)

定で広域処理する必要のない机上の数量で広域処理計画がなされていたことが明白になりました。今回発表された一般ごみを産廃業者に委託するほど現地処理が本当にできないか、精査する必要があります。

- (2) 都内の産廃業者が中間処理した場合、最終処分場が都内であれば自ずと中央防波堤埋立処分場（以下「中防」と省略）が候補地になります。「中防」は東京二十三区清掃一部事務組合の管理になっており、管理責任者は23区の区長です。最終責任は東京二十三区清掃一部事務組合になると推察できます。
- (3) 昨年来、世田谷、練馬、豊島、多摩川、江戸川などの清掃工場で度重なる有害化学物質の検出報告がされている事実です。東京二十三区清掃一部事務組合では、有害廃棄物（アスベスト）の検出原因を未だに特定できていません。今回の震災廃棄物対象地域は津波に襲われた地域で、多数の水産加工工場などもあり環境を破壊する有害物質であるアスベスト、ヒ素、六価クロム、PCBなどについては、検査すら行われていないのが実情です。震災廃棄物（放射性廃棄物瓦礫）に有害物質が瓦礫に混入している危険性は無視できません。

つきましては、下記の事項について区長に東京都環境局へ申し入れ書を提出するよう働きかけることを陳情いたします。

記

- 1 現地で処理できる震災ごみの総量を大きく間違え、広域処理する政策を押し進めた環境省の杜撰な計算を鵜呑みにせず、再度精査することを求めること。
- 2 産廃業者の中間処理後の最終処分場の確認をすること。
- 3 産廃業者に放射能汚染物質の検査強化を強く求め、有害化学物質の検査を実施することを求めること。
- 4 工場の排ガス中からアスベストが検出された原因について、災害廃棄物との因果関係を調査し、その結果が明らかになるまでは、今回の受け入れ焼却処理は中止することを求めること。
- 5 放射性物質、有害化学物質が検出された場合、その責任を負う者を明確にすること。